

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

一ノ瀬 秀文

1. ヨーロッパ労働運動の新展開がはらむ問題

90年代後半の、今日のヨーロッパ労働運動は、大戦後の運動高揚期とは全く異なる複雑かつ困難な条件のもとで、新たな展開局面を迎えている。それはこれまでの労働組合運動のあり方そのものの転機ともなるような重大な局面でもある。

本論にかかわることでもあるが、あらかじめのべさせていたがたいことがある。本誌前々号（No. 29、1998年冬季号）の特集の表題は「ヨーロッパ労働運動の力量と問題点」となっていた。それは、編集者の意図と問題意識が極めて意味深長であることを窺わせた。28号に掲載の予告ではそれが、「ヨーロッパ労働運動の力量と弱点」とより明白に示されていた。このときの特集には、私自身も「欧州連合（EU）の政治・経済統合と労働運動」というテーマで執筆に参加することになっていた。ところが、執筆の直前になって心臓病の発作のために任を果たせなくなり、編集部、共同執筆者（とくに宮前忠夫氏）および読者の方がたに非常なご迷惑をおかけする不始末となった。そのことについて深くお詫びを申し上げる。

ところで、迂闊なことに、私が編集部の上記のような問題意識（あるいは問題提起）に気付いたのは、この稿も終わりに近づきつつあるときであった。この問題とは、要するに、90年代半ば以降ヨーロッパで労働運動の新しい高揚の

波が現われているのは事実であるが、この波がストレートに強まり、広まるかのように手放しで評価するわけにはいかないのではないかということであろう。この危惧は、以下のような状況からもそう思わざるをえない。

5月2日に開かれた欧州連合（EU）特別首脳会議（ブリュセル）は、第1次欧州経済・通貨同盟（EMU）加盟国11カ国を決定し、99年1月1日から単一通貨「ユーロ」を発足させることを確認した。だが、実際にはこの単一通貨「ユーロ」の実施と、EU諸国の深刻な長期構造的失業（公式失業者数約1800万人、EU全体の失業率11.0%〔1995年〕）とはコインの表と裏の、切っても切れない関係にある。しかも、この公式失業統計の数字は実際よりは、はるかに低いものであり、不安定雇用のもとにある大量の労働者はここから除かれている。EUで実施されようとしている通貨統合とその実現を目ざす各国の経済政策が多くの経済的・社会的マイナスの結果をもたらさざるを得ないことは、現実の過程がそれを証明している。

97年6月、欧州14カ国の有力な経済学者330人以上がEU首脳会議に出席する首脳あてに公開書簡を送り、そのなかで「EMUは、社会的、環境的、民主的観点から失敗するだけでなく、経済的にも失敗する」「われわれは欧州にとって最大の危険はいまのEMUにあると確信している」と強く警告を発していた（「赤旗」97年6月14日）。また98年2月にポツダム大学のウィム・コスタース、ボン大学のマンフレート・J. M.

ノイマン、ホーエンハイム大学のレナーテ・オーアその他のドイツの著名経済学教授155人がドイツの各紙に意見広告を出し、英「フィナンシャル・タイムズ」投書欄にもそれが掲載されたが、現時点でのユーロ導入はあまりにも早期に過ぎ、「手順を経て導入を遅らせること」(“orderly postponement”)が肝要だとのべていた。とくに、この提言で注目されるのは、「ユーロはヨーロッパの失業問題を解決しない」(The euro does not solve the unemployment problem of Europe.)と明白に断定されていることである。そして、「ユーロ」が導入されれば、為替レートを調整手段として利用する必要がなくなるため、ドイツでもどこでも労働市場のフレキシブル化がいつそう必要になる(つまり、不安定雇用と失業がますますひどくなる)とも指摘されている(*Financial Times*, Feb. 9 '98)。

この155人の経済学教授の提言に名を連ねている学者の1人であり、ドイツ政府経済諮問委員(いわゆる“5賢人”)のメンバーでもあるキール世界経済研究所のホルスト・ジーバート教授の見解がある。彼は98年2月中旬に同研究所から刊行されるレポートのなかで、「現在の自由化された労働市場に規制の手が打たれなければ、目下予定されている単一通貨が実施されるとヨーロッパの失業の増大は不可避である」と指摘しているとのことである(*Financial Times*, Feb. 13 '98)。ユーロと失業あるいは不安定雇用の増大はメダルの両面をなすと強く警告されているのである。

『赤旗』(98年4月30日)がベルリン、ローマ、パリ3特派員の報道を編集した「ユーロ(単一通貨)導入にすすむEU——各国の表情——」という特集記事のなかで驚くべきことが紹介されている。これを読むと本誌編集部の問題意識が杞憂でなかったことがよくわかる。

「各国とも労働組合は一部を除きEMUに賛成の立場です。」

イタリア三大労組の1つ労働総同盟(CGIL)のコフェラーティ書記長は新聞インタビューで『CGILは(イタリアが)EMUの最初のグループに安定的に参加するために犠牲が必要だということに理解を示してきた。同時に、このことによって生じる安定はイタリア経済にとって大きなチャンスになるとの確信を抱いてきた』と手放しの賛意を表しています(ルビは引用者のもの)。

同紙は、つづけてドイツの労組は当初、ユーロ導入が雇用促進につながるとして導入に賛成の立場に立っていたが、超緊縮財政と不可避的に結びつくことが明らかになるにつれ、延長論、慎重論の幹部が増えていくとして、DGB(ドイツ労働総同盟)副議長エンゲレンケーファーが、ユーロ導入によって「欧州規模の社会保障・福祉破壊競争」が、開始されることになり、「緊縮政策の代償がドイツの記録的失業となっている」という批判的見解をのべていることを紹介している。

いずれにしても、EU諸国の労組のほとんどが、EMUに賛成であるというところに、最近における労働運動の大きな高まりという状況にもかかわらず、それが内包するアキレス腱を感じないわけにはいかない。現実には、あとでも見るように、スペインで97年の新労働協約交渉で労働側が整理解雇制度、退職金算定基準の大幅切下げという資本の要求を受け入れるような事態も生じている。また、イタリアについては、本誌No. 26(97年春季号)で在イタリア(当時)の高木督夫氏が「イタリア労働組合運動をどう見るか」という論文のなかで、「73年7月協定」という政労資三者協定をネオコーポラティズム的枠組として闘いを進めるという方式にCGILがとらわれているところにその限界があり、また自主的労組の下からの闘いが発展していながら、三大労組支配体制(ネオコーポラティズム)から完全に自由になり得ていない状況にも問題があると指摘されているのは重要だと思われる。

このようなわけで、状況は非常に複雑である。上述のように、専門の経済学者多数がユーロ実施(EMU体制への移行)が失業をさらに増大させると指摘し、反対を表明しているのであるから、失業、人員削減に反対するのが労働組合

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

運動の基本的任務の1つである以上、当然ユーロ反対の旗幟を鮮明に掲げて自国政府に要求をつきつけるとか、あるいは、さらにヨーロッパの規模での統一行動を展開すべきはずである。だが、そのような動きはなに一つ起こっていないのが実情である。本誌29号の宮前忠夫氏の論文では、EU各国労組あるいは欧州労連がEUおよびEMUの枠組を前提として労働者の要求と権利を実現していくというヨーロッパ型改良主義の基本路線を進んでいる事情について精細に分析されている。そこで説明されている運動の現実的状况からすれば、本稿での上記のような指摘は超越的批判あるいは乱暴な見方ということになるかもしれない。

この問題は一応さておき、最近のヨーロッパ諸国における闘いがさらに新しい局面に入りつつあることをまず大まかに見ておこう。

ドイツ、フランス、イタリアなどの主要国で強力な労働組合を中心に新しい闘いが次々とくりひろげられているが、さらに、98年に入って、これまでストライキなど起こりそうにもないと思われていた諸国でも闘いが始まるようになった。

デンマークで56万人の労働者がゼネストに入った(4月27日)。EUの周縁的位置を占めるギリシャでも96年以来闘いが続いているが、今年4月初旬、国営航空会社、鉄道、バス、港湾、国営銀行の労働者が24時間ゼネストに突入し、4月末には国営銀行の合併に反対して従業員がストに入っている。「これまでストがなかった」オーストリア、イギリス型雇用政策で失業率が低いオランダでも、アイルランドでも労働者のストライキや抗議行動が起こっている。フランス、ドイツ、イタリアその他で失業者自身が運動を展開するようになり、失業問題の具体的解決が直接的な日程に上ってきた。労働時間短縮闘争の展開もその一環である。

これらの闘いのほとんどが、1999年に実施されるEU通貨統合への参加を目ざして各国政府

が財政赤字削減、政府債務削減のためのリストラ政策を強引に推進しようとしていることに起因しているのが第1の大きな特徴である。したがって、通貨統合の時期が近づくにつれて、「財政改革」のための公務員の人員削減、賃金凍結、国営企業の民営化にともなうリストラ、社会保障費の削減などの攻撃が強まり、労働者たちは、職場を守るために、また、生活と権利のためにたたかいに立ち上るよう迫られることになった。ヨーロッパ各国の労働運動の新しい展開が90年代後半という時期に集中するに至った背景のひとつには、このような事情がある。

もうひとつは、独占の大企業による大量人員削減のリストラの進行である。90年代に入って、旧ソ連・東欧諸国の体制崩壊と資本主義の市場経済への移行、中国の資本主義への市場開放、NAFTA、EU、APECなどの地域経済統合の進展などによって、主要資本主義国の独占企業(多国籍企業、国際金融資本)の競争条件が大きく変化した。各国独占体による世界市場シェアの支配をめぐる競争が新たな激化の局面を迎えた。これをさらに促進する要因となったのが、各産業部門における過剰生産能力の巨大な集積である。自動車、鉄鋼業、海運、航空、自動車タイヤ、ホテルなどでそれが極限に達している。海運や航空に見られるように、今や競争は国際的企業グループの合従連衡のかたちをとり、さらに、国際的な企業買収・合併にまで進むことにもなっている。大銀行の合併が、国内レベルでも、国境を超えたレベルでも激しく進行している。これらが、大規模で容赦ない人員削減を伴う企業リストラとして現われており、それが、「雇用のフレキシブル化」、「労働時間のフレキシブル化」、「アウトソーシング」などというかたちで雇用の不安定化や新たな形態での労働強化を促進しているのである。

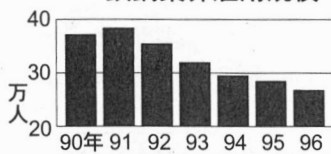
97年の12月、スイスの3大銀行のトップにあるUBS(スイス・ユニオン銀行)と3位のSBC(スイス銀行)が合併して、98年4月にス

イス・ユナイテッド銀行となることが発表されたが、その際、合併に伴い、両行の世界全体で5万6千人に及ぶ従業員のうち1万3千人が削減されることも明らかにされた。このうち7千人がスイスの従業員である。この大量解雇に反対して、チューリッヒ、ジュネーブその他の主要都市で抗議デモが行われている。

巨大銀行や投資銀行、証券会社の大型合併の波が世界的に再び高まりはじめた。UBSとSBCの合併はその一例にすぎない。それらがリストラによる大量の人員整理をもたらすのは不可避となっている。

欧州鉄鋼連盟が発表した資料によると、96年のEU主要12カ国での鉄鋼業雇用者数は前年よりも1万4千人減少して26万5千人となった。91年には約39万人の雇用規模であったのと比べると僅か5年間に13万人近くの人員削減が行われたことになる(第1図)。この人員削減は、EUレベルでの過剰生産能力の削減(各国に削減量を配分)と並行して進められてきた。97年3月に、ドイツの鉄鋼・エンジニアリング第2位を占めるクルップが同第1位のティッセンを「敵対的買収」によって合併する計画が発表され、それが人員削減につながるとして、両社の労働組合が抗議ストに立ち上がっている。さらに、

第1図 EU主要12カ国での鉄鋼業界雇用規模



(注) 欧州鉄鋼連盟調べ、スウェーデン、フィンランド、オーストリアを除く

(出所)「日本経済新聞」1997年6月16日夕刊

この合併計画の背後にドイツ最大の銀行ドイッチェ・バンクとドレスナー・バンクがあり、両行傘下の国際投資銀行をつうじて買収資金が調達されることも明らかとなり、両行の本店所在地フランクフルトで5万人規模の抗議集会が開かれたりした。結局、この買収計画は撤回され、新たに、両社は鉄鋼部門だけを切り離して合併さ

せることで合意に達したが、この合併により両社の鉄鋼部門の労働者2万6千人のうち7,900人が削減されることになった。こうして、労働組合はストを継続したが、州政府の仲介により、2001年まで強制解雇が行われないということで目下一応の結着をみている。

以上は1、2の事例にすぎないが、90年代、とりわけ後半に入って大型企業合併に伴うリストラ人員削減が加速度的に増大し、労資のたたかいがますます激化せざるを得なくなっている。

2. 80年代におけるヨーロッパ労働運動の特徴と90年代

90年代のヨーロッパ労働運動の新しい展開というばあい、それは80年代の運動の延長線上での展開なのか、あるいはそこになにか新しい特徴が見出されるものなのか、その点について見ておく必要があるだろう。

とりあえずは、まず、大きな流れを見るために、ILOなどによる公式労働争議統計によって、80年代の動向と90年のそれを見ることにしよう。統計数字は1982年から95年までのものに限られ、肝腎の90年代後半の数字はまだ見ることができない。

統計が82年以降となったが、80年代世界不況に伴う失業がヨーロッパで最も深刻化するのが83～87年であるから、その時期に照準を置いた。失業の増大が労働争議の発展にストレートに結びつくわけではないが、一般的背景となることは確かなので、第4表を参考のために掲げた。なお、労働争議による労働損失日数の統計は、手許の資料では86年以降とそれ以前のものとが整合性がないため、86年以降のものに限らざるを得なかった。甚だ遺憾なのは、90年代後半のヨーロッパ労働運動の新しい展開の口火を切る役割を演じたフランスの95年の数字がこの表で欠けていることである。第3表をみると、フランスにおける「労働争議参加人員」の数は、82年がピークで、以後減少の一途を辿り、ヨーロッ

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

第1表 各国の労働争議件数の推移

(件)

国又は地域名	1982年	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日 本 ¹⁾	944	893	596	627	620	474	498	362	284	310	263	252	230	—
ア メ リ カ ²⁾	96	81	62	54	69	46	40	51	44	40	35	35	45	31
イ ギ リ ス ³⁾	1,528	1,352	1,206	903	1,074	1,016	781	701	630	369	253	211	205	235
ド イ ツ ⁴⁾	40	114	1,121	53	96	119	42	306	777	367	2,466	413	868	361
フ ラ ン ス ⁵⁾	3,113	2,837	2,537	1,901	1,391	1,391	1,852	1,743	1,529	1,318	1,330	1,351	1,671	—
イ タ リ ア ⁶⁾	1,747	1,565	1,816	1,341	1,469	1,149	1,769	1,297	1,094	791	903	1,054	861	545
カ ナ ダ ⁷⁾	—	—	—	56	748	668	548	627	579	463	404	381	375	326
オ ラ ン ダ ⁸⁾	12	9	16	45	35	28	38	27	29	28	23	12	17	14
ス ペ イ ン ⁹⁾	1,810	1,451	1,498	1,092	914	1,497	1,193	1,047	1,312	1,645	1,360	1,209	908	883
オーストリア ¹⁰⁾	2	4	2	4	11	6	5	7	9	9	3	3	0	1
デン マーク ¹¹⁾	180	161	157	820	215	202	157	132	232	203	151	218	240	424
スウェーデン ¹²⁾	46	92	206	160	75	72	144	139	126	23	20	33	13	36
ノルウェー ¹³⁾	12	9	21	11	16	10	15	14	15	4	16	12	20	11
オーストラリア ¹⁴⁾	2,060	1,787	1,965	1,895	1,754	1,517	1,508	1,402	1,193	1,036	728	610	558	643
ニュージーランド ¹⁵⁾	333	333	364	383	215	193	172	155	127	68	47	50	60	61

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、ドイツはドイツ連邦統計局「Statistisches Jahrbuch 1996」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

- 注1 労働争議を伴う争議のうち半日以上と同盟罷業及び作業所閉鎖。
 2 参加人員1,000人以上、全日以上以上の争議。年内に開始された争議。
 3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上以上の争議。政治ストを除く。
 4 92年までは旧西ドイツ地域、93年以降は統一ドイツの数値。件数は事業所単位。
 5 局部的対象。農業及び公務を除く。1争議を1企業で行われたものとする。
 6 半日以上、10労働日以上以上の争議。
 7 90年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。
 8 100労働日以上以上の争議。
 9 損失労働時間8時間以上の争議。
 10 全日以上以上の争議。
 11 参加人員10人以上。94年は新しい産業分類による数値。
 12 10労働日以上以上の争議。87年以前は公共部門の争議を除く。95年は暫定値。
 (出所)『海外労働白書』1993年版および97年版。注は97年版(86年以降の数字)のもの。

第2表 各国の労働争議による労働損失日数の推移

(千日)

国又は地域名	1986年	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日 本 ¹⁾	253	256	174	220	145	96	231	116	85	—
ア メ リ カ ²⁾	11,861	4,469	4,381	16,530	5,926	4,584	3,989	3,981	5,022	5,771
イ ギ リ ス ³⁾	1,920	3,546	3,702	4,128	1,903	761	528	649	278	415
ド イ ツ ⁴⁾	28	33	42	100	364	154	1,545	593	229	247
フ ラ ン ス ⁵⁾	568	512	1,094	800	528	497	359	511	521	—
イ タ リ ア ⁶⁾	5,644	4,606	3,315	4,436	5,181	2,985	2,737	3,411	3,374	909
カ ナ ダ ⁷⁾	7,151	3,810	4,901	3,701	5,079	2,516	2,110	1,517	1,607	1,569
オ ラ ン ダ ⁸⁾	39	58	9	24	207	96	85	45	47	691
ス ペ イ ン ⁹⁾	2,279	5,025	11,641	3,685	2,613	4,537	6,333	2,141	6,277	1,457
オーストリア ¹⁰⁾	3	5	9	3	9	58	23	13	0	0.1
デン マーク ¹¹⁾	93	137	97	53	98	70	63	114	75	197
スウェーデン ¹²⁾	683	15	797	410	770	22	28	190	52	627
ノルウェー ¹³⁾	1,031	13	83	17	139	3	365	34	97	51
オーストラリア ¹⁴⁾	1,391	1,312	1,641	1,202	1,377	1,611	941	636	501	548
ニュージーランド ¹⁵⁾	1,329	366	382	193	331	101	114	24	38	53

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

- 注1 争議行動を伴う争議のうち半日以上と同盟罷業及び作業閉鎖。
 2 参加人員1,000人以上、全日以上以上の争議。
 3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上以上の争議。
 4 100労働日以上以上の争議である場合は全日以下の争議を含む。公共部門を除く。1990年3月10日以前は、旧西ドイツ地域の数値。
 5 局部的対象。農業及び公務を除く。1争議を1企業で行われたものとする。
 6 1日7時間労働を基準として計算。
 7 半日以上、10労働日以上以上の争議。
 8 89年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。
 9 100労働日以上以上の争議。
 10 労働損失時間8時間以上の争議。
 11 全日以上以上の争議。
 12 1日8時間労働を基準として計算。10労働日以上。94年は新しい産業分類による数値。
 13 10労働日以上以上の争議。87年以前は公共部門の争議を除く。1日8時間労働を基準として計算。
 (出所)『海外労働白書』1997年版

第3表 各国の労働争議参加人員の推移

(千人)

国又は地域名	1982年	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
日本 ¹⁾	216	224	155	123	118	101	75	86	84	53	109	64	49	—
アメリカ ²⁾	656	909	376	324	533	174	118	452	185	392	364	182	322	192
イギリス ³⁾	103	574	464	791	720	887	790	727	298	176	148	385	107	174
ドイツ ⁴⁾	40	94	537	78	116	155	33	44	257	208	598	133	401	183
フランス ⁵⁾	398	38	42	23	22	19	27	20	19	19	16	20	—	—
イタリア ⁶⁾	10,483	6,844	357	4,843	3,607	4,273	2,712	4,452	1,634	2,952	3,178	4,384	2,614	445
カナダ ⁶⁾	—	—	—	98	484	582	207	445	270	253	150	102	81	124
オランダ ⁷⁾	70	20	16	23	17	13	5	15	25	42	52	21	22	55
スペイン ⁷⁾	1,059	1,484	242	1,511	858	1,881	6,692	1,382	977	1,984	5,192	1,077	5,437	574
オーストリア ⁸⁾	0	0	0	36	3	7	24	4	5	93	18	7	0	0
デンマーク ⁹⁾	53	41	51	581	57	57	30	27	37	38	33	59	37	124
スウェーデン ¹⁰⁾	5	14	24	125	66	11	95	34	73	3	18	29	22	125
ノルウェー ¹¹⁾	25	1	31	7	166	2	8	11	61	0.3	39	7	15	10
オーストラリア ¹²⁾	706	470	560	571	692	609	894	710	730	1,182	872	490	265	344
ニュージーランド ¹³⁾	156	141	160	182	101	80	104	75	44	51	23	20	15	31

原資料出所：日本は労働省「労働争議統計調査年報告」、その他はILO「Yearbook of Labour Statistics 1996」

注1 半日以上の争議。間接参加を除く。

2 参加人員1,000人以上、全日以上の争議。年内に開始された争議。

3 期間が1日以上、参加人員10人以上又は100労働日以上との争議。

4 100労働日以上の争議である場合は、全日以下の争議を含む。公共部門の争議を除く。1990年3月10日以前は、旧西ドイツ地域の数値。

5 局部的対象。農業及び公務を除く。その月ごとに争議の平均参加人数を算出し、計算

6 半日以上、10労働日以上の争議。

7 89年以前はストライキのみ。バスク地方を除く。間接参加者を除く。

8 間接参加者を除く。

9 100労働日以上の争議。

10 労働損失時間8時間以上の争議。間接参加者を除く。

11 全日以上の争議。間接参加者を除く。

12 当該企業參加者全員。10労働日以上。

13 10労働日以上の争議。87年以前は公共部門争議を除く。

(出所)『海外労働白書』1993年版および97年版。注は97年版による(86年以降の数字が出ている)。

諸国中에서도桁違いに少ない状態が長期にわたって続いていた。そのフランスで95年突如として全土を揺がすような大闘争がまき起り、今日もなおそれが続いている。したがって、その数字は95年に桁違いに跳ね上っているはずであるが、まだ、それが発表されていない。96、97年の数字が出るのは、まだ少し先のことになる。また、98年に入って失業者の闘いが全国的な広がりを見せるようになったが、それは、この労働争議統計の数字には現われないであろう。このような点では、労働争議統計が労働者の闘いの全容を示し得ないという限界を示している。また、アイルランドは、ヨーロッパでスペインに次ぐ高失業率の国でありながら、この争議統計では除外されているのも腑に落ちない。ベルギーも入っていない。

なお、ここでは、ヨーロッパ外の諸国、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージー

ランドをも比較の意味で併せ掲示した。

さて、これらの統計によって全体の流れを見ると、労働争議件数、労働損失日数、争議参加人員の数や規模は、80年代前半が大きく、後半に進むにしたがって後退していく傾向にあったことがわかる（84年に西ドイツの争議参加人員が急増したのは35時間労働週を目ざすストライキ闘争が激化したことの現われである。その背景には西ドイツでは83年に不況が深刻化し、失業が急増したことがある）。

多くの国で、80年代のほぼ全期を通じて労働争議が激化している。EU 全体の失業率が10%前後の高水準にあったのがこの時期であり、また、80年代世界不況からの脱出が困難で長引いたのがこの時期である。

しかも、この時期は、サッチャー主義に典型的に代表されるネオ・リベラリズムの政策軌道への転換が大がかりに進められた時期であり、労働

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

第4表 OECD諸国の標準化失業率の推移

	1976年	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
OECD諸国計 ¹⁾	5.4	5.4	5.2	5.1	5.8	6.7	8.2	8.6	8.0	7.8	7.7	7.3	6.7	6.2	6.1	6.8	7.5	8.0	7.9	7.5
アメリカ	7.6	6.9	6.0	5.8	7.0	7.5	9.5	9.5	7.4	7.1	6.9	6.1	5.4	5.2	5.6	6.8	7.5	6.9	6.0	5.5
日本	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.6	2.7	2.6	2.8	2.8	2.5	2.3	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9	3.1
ドイツ	3.7	3.6	3.5	3.2	2.9	4.2	5.9	7.7	7.1	7.1	6.4	6.2	6.2	5.6	4.8	4.2	4.6	7.9	8.4	8.2
フランス	4.4	4.9	5.2	5.8	6.2	7.4	8.1	8.3	9.7	10.2	10.4	10.5	10.0	9.4	8.9	9.4	10.3	11.7	12.3	11.6
イタリア	6.6	7.0	7.1	7.6	7.5	7.8	8.4	8.8	9.4	9.6	10.5	10.9	11.0	10.9	10.3	9.9	10.5	10.2	11.1	12.2
イギリス	5.6	6.0	5.9	5.0	6.4	9.8	11.3	12.4	11.7	11.2	11.2	10.3	8.6	7.2	6.9	8.8	10.1	10.4	9.6	8.7
カナダ	7.1	8.1	8.3	7.4	7.5	7.5	10.9	11.9	11.2	10.5	9.5	8.8	7.7	7.5	8.1	10.3	11.3	11.2	10.3	9.5
主要7カ国	5.4	5.4	5.1	4.9	5.5	6.3	7.7	8.1	7.3	7.2	7.1	6.7	6.1	5.7	5.7	6.4	7.0	7.2	7.0	6.8
ベルギー	6.4	7.4	7.9	8.2	8.8	10.8	12.6	12.1	12.1	11.3	11.2	11.0	9.7	8.0	7.2	7.2	7.7	8.6	9.6	9.5
フィンランド	3.8	5.8	7.2	5.9	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	5.0	5.3	5.0	4.5	3.4	3.4	7.5	13.0	17.7	18.2	17.1
アイルランド	—	—	—	—	—	—	—	14.0	15.5	17.0	17.0	16.7	16.2	14.7	13.3	14.7	15.5	15.6	14.3	12.9
オランダ	5.5	5.3	5.3	5.4	6.0	8.5	11.4	12.0	11.8	10.6	9.9	9.6	9.1	8.3	7.5	7.0	5.6	6.2	6.8	6.5
ノルウェー	1.7	1.4	1.8	2.0	1.6	2.0	2.6	3.4	3.1	2.6	2.0	2.1	3.2	4.9	5.2	5.5	5.9	6.0	5.4	4.9
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—	7.8	8.4	8.5	8.4	7.0	5.7	5.0	4.6	4.1	4.1	5.5	6.8	7.1
スペイン	4.5	5.1	6.8	8.4	11.1	13.8	15.6	17.0	19.7	21.1	20.8	20.1	19.1	16.9	15.9	16.0	18.1	22.4	23.8	22.7
スウェーデン	1.6	1.8	2.2	2.1	2.0	2.5	3.5	3.9	3.4	3.0	2.8	2.3	1.9	1.6	1.8	3.3	5.8	9.5	9.8	9.2
オーストラリア	4.7	5.6	6.2	6.2	6.0	5.7	7.1	9.9	8.9	8.2	8.0	8.0	7.2	6.1	6.9	9.5	10.7	10.8	9.7	8.5
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.0	4.0	5.5	7.1	7.7	10.3	10.2	9.4	8.1	6.3
EU諸国	5.0	5.4	5.6	5.7	6.4	8.1	9.4	10.0	10.4	10.5	10.5	10.2	9.6	8.7	8.1	8.5	9.4	10.9	11.4	11.0

資料出所：OECD「Economic Outlook 60」(96年12月)

- 注1 93年までは24カ国、94年はメキシコを加えた25カ国、95年はチェッコ、ハンガリー、ポーランドの3カ国を加えた28カ国。
 2 「標準化失業率」は、ILO/OECD ガイドラインに基づくもの、失業者は、労働年齢の者で、就業しておらず、就業可能で、かつ、求職活動（自営開業のための準備等を含む。）を積極的に行ったものをいう。失業率は、軍人を含む全労働力人口に占める失業者数の割合。
 3 ドイツは、92年まで旧西ドイツ地域、93年以降は統一ドイツによる数値。
 4 EU諸国は、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、ベルギー、フィンランド、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンのみ。
 (出所)『海外労働白書』1997年版。

者と国民への犠牲転嫁の攻撃が激しいかたちで強行された。イギリス統計局の数字で見ると第5表のように、サッチャーが首相として登場する1979年から80年代前半にかけてイギリス労働者のストライキ闘争が激しく闘われ、80年代後半になってからそれが後退傾向に転じたことが窺われる。この数字はILO統計を基礎とする第1～3表とは数字が異っている。1982年には鉄道スト、病院ストが長期にわたって闘われ、84年には港湾、政府情報通信本部（Government Communications HQ）などでのストライキ闘争もあったが、なによりも中心となったのは、81年から84年にかけての炭鉱労働者の闘いであり、とりわけその頂点となったのが84年の炭鉱大ストライキで、ほぼ1年にわたる長期で大規模な闘争となった。この攻防は、イギリス全体における労資の力関係を変えるほどの天下分け目の

闘いの性格をもっていた。それは、サッチャー主義＝ネオ・リベラリズム戦略との対決でもあった（Christopher Johnson, *The Economy under Mrs Thatcher 1979–1990*, Penguin Books, 1991, pp. 228–229）。80年代には、いくつかの国でこのような戦闘的で大規模なストライキ

第5表 イギリスにおける労働争議

年	労働争議	
	参加人員 (千人)	損失労働 日数(千日)
1975	789	6,012
1976	666	3,284
1977	1,155	10,142
1978	1,001	9,405
1979	4,583	29,474
1980	830	11,964
1981	1,512	4,266
1982	2,101	5,313
1983	573	3,754
1984	1,436	27,135
1985	643	6,402
1986	538	1,920
1987	884	3,546
1988	759	3,702
1989	727	4,128

資料：イギリス統計局
 (出所) 日銀統計局「外国経済統計年報」1989年版

第6表 スペインの失業率の性別、年令別動態 (%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
全 体	21.0	20.5	19.5	17.3	16.3	16.3	18.4
男 性	18.0	16.8	15.2	13.0	12.0	12.3	14.3
女 性	27.4	28.0	27.7	25.4	24.2	23.8	25.6
16～24歳	45.1	43.1	39.9	34.4	32.3	31.1	34.5
25～54歳	15.3	15.0	14.7	13.7	13.1	13.7	15.7
55歳以上	8.9	8.9	8.4	8.2	7.6	8.0	9.0
長期失業者	9.1	11.1	10.9	9.7	8.6	8.3	8.3

(資料) OECD※2年以上失業している者

(出所) ステファン・レッセニヒ「スペイン——権威主義体制後の福祉国家における労働市場政策と社会政策」、ハンス・ユルゲン・ビートリング/フランク・デッペ共著、『西ヨーロッパにおける失業と福祉国家』Leske + Budrich出版社、1997年、原書299ページ。

闘争が行われているが、90年代前半には全体の流れとしては後退していく傾向にあった。スペインもそのような典型例の1つだと言える。

1988年のスペインの労働争議による労働損失日数および争議参加人員数が、アメリカを除く他の諸国のいずれの時期の数字に比べて、ずば抜けて大きいのにわれわれは気付く。これは“14-D”として知られるスペイン史上最大のゼネストで、労働者総数7百万人の90%が仕事を止めた年である。同年12月14日の大ゼネストのことであり、DecemberのDをとって、“14-D”と呼ばれている。スペインは、ヨーロッパで最も失業率が高く、なかでも25歳以下の青年の失業は絶望的なほど高く、青年失業者全体の僅か0.3%が家族に頼らず自活しているだけで、ほとんどすべてが家族が扶養するという深刻な状況にあった。この年、社会労働党(PSOE)政府は、職業訓練中の青年の最低賃金の切り下げなどの労働条件改悪を含む「青年雇用計画」(Plan de Empleo Juvenil)——青年労働者にたいする社会保障の義務をないものとし、彼らを労働協約外の雇用に置くといった内容のもの——を発表したが、これによって社会的憤激がにわかに高まった。社会労働党系の労働組合ナショナル・センターのUGT(労働総同盟)と共産党系のCCOO(労働者委員会)が統一ゼネストを呼びかけた。この未曾有の大ゼネストの圧力によって、政府は上記の計画を撤回し、

UGTとCCOOは以後連帯して行動するようになった。そして、このことを契機に社会労働党政府とUGTとの間に亀裂が生じ、それはますます深まっていくことになる。労働組合が全国的規模で団結してたたかえば、いかに大きな力を発揮し、反動的な政策を阻止することができるかということを、このゼネストは見事に証明した。

そして、さらに92年、94年にも、スペインで大きなゼネストが闘われたことを、上記の表は示している。92年、政府は突如として、経済・社会政策における緊縮計画を発表し、これに対してUGTとCCOOは2度に亘る統一ゼネストで決戦を挑んだ。しかし、このゼネストによって、EU通貨統合参加の日程につながる緊縮計画をくつがえすことに成功するには至らなかった。以後、UGTとCCOOは、つぎつぎと休むことなき対応を迫られ、消耗していくことになる。93年末に政府は新たに「労働市場改革」なるものを提起してきた。その柱になったのは「労働見習契約」と呼ばれるものであったが、88年のゼネストで撤回したものを、またもや、形を変えて押しつけてきたのである。すでに前年には失業手当の賃金補償率の切下げの実施強行など攻撃が相次ぐようになってきた。

88年と90年代との間にスペインの労働組合にどのような力の変化が生じたのか。90年代世界不況が92-3年に深刻化した。スペインの失業率が急速に高まっただけでなく、不安定雇用(短期雇用)の比率が87年の15.6%から89年の26.6%、91年の32.2%へと高まっていた。これが、組合の組織力と戦闘力を弱めたのではないかと見られている(Martin Rhodes, Spain, in: Hugh Compston (ed), *The new politics of unemployment: radical policy initiatives in western europe*, Routledge, 1997, P. 117.)

このようななかで、まだUGTの拠りどころであった社会労働党政府関係者の不正・腐敗事件

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

が次々と明るみに出るに至り、国民の政治不信が高まった。

1996年3月の総選挙で、右翼の国民党 (Partido Popular, PP) に政権が移行するだろうと早くから予測されていたが、その通りになった。政治的力関係も大きく変化したのであった。そして、97年4月、国民党政府が仲立ちとなった労資交渉において労働側は、新労働協約に反対する力を失って合意に追い込まれ、調印がなされるに至った。それは、韓国でも焦点となっている「整理解雇制」——経営不振などの理由があれば解雇が正当と見なされる——を認め、早期退職（早期解雇）も含み、退職金の算定水準をも大きく切り下げるというものである（詳細は「日本経済新聞」97年4月13日。Financial Times, survey: Spain, May 27 1997. P. 12）。

この新しい協約により、これまで企業の手を縛っていた整理解雇（リストラ）のたがが外されることになり、労働者が受けとる退職金は大幅に削られることになった。こうして、今後スペインの失業と不安定雇用はますます増大していく可能性がある。

このように、イギリスとスペインでは史上最大ともいえるほどの大闘争を戦闘的にたたかった労働運動が敗北を喫し、後退を余儀なくされるという状況もある。だが、これによって労働運動の息の根が止められ、資本の労働支配が安泰となったと見るのは早計にすぎる。資本と労働の関係が存在する限り、労働者は必ず反撃の力を取り戻すことは避けられない。とりわけ、90年代末世界資本主義は政治的にも経済的にも構造的に極めて不安定となっており、それが内包する諸矛盾はますます激化の一途を辿っている。支配体制の基盤はけっして強力なものとは言えなくなっている。イギリスのように、労働組合の力が弱体化され「労働市場のフレキシブル化」が極度に進んだ国ですらも、巨大企業が資本支配の力を過信して、労働者に攻撃を仕掛け、強力な反撃を受けて痛い目に会うというケー

スもある。弱まったとはいえ、イギリス労働運動は、まだ闘う力を保持している。

97年7月に、世界的な巨大航空会社英国航空 (BA) は、スト破りのための臨時地上勤務要員を人材派遣会社のマンパワー社を通して募集して、客室乗務員の賃金体系変更（事実上の賃下げ）、機内食配膳業務、技術・整備部門の外注化（アウトソーシング）などのリストラ計画を推進しようとした。これにたいして、乗務員組合 (7000人)、運輸一般労組 (TGWU、9000人)、地上勤務員労組 (GMB、4500人)、がストに入り、7000人がヒースロー空港、ガトウィック空港でピケを張った。これより前の5月に、英国航空は「89年客室乗務員」(Cabin Crew '89) という第2組合（約1700人）と秘密裡に新しい賃金協約を結ぶという卑劣なことまでしていたが、ストを切り崩すことはできなかった。第1次ストだけで英国航空は2億ポンド以上の損失を出したと見られる。国際運輸労連 (ITF) が、各国の航空労組にたいしストへの連帯を呼びかけ、日本を含め多

くの国から連帯の意志表明が寄せられた。争議は9月になって最終的に英国航空側が折れるかたちで結着を見ることになった。『ニューズウィーク』誌 (97年7月21日) は、この英国航空乗務員ストは、同社の最近の歴史における最も深刻な労資紛争であったと書いている。英国航空のような巨大企業の力をもってし

第7表 イギリスにおける労働争議

年	労働争議	
	参加人員 (千人)	損失労働 日数(千日)
1981	1,512	4,266
1982	2,101	5,313
1983	573	3,754
1984	1,436	27,135
1985	643	6,402
1986	538	1,920
1987	884	3,546
1988	759	3,702
1989	727	4,128
1990	285	1,903
1991	175	761
1992	142	528
1993	383	649
1994	87	278
1995	169	415

資料：イギリス統計局

(出所) 日銀統計局『外国経済統計年報』1995年版。第5表と重複する部分がかかなり多いが、このようにするほうが流れをはっきり見ることができるのでお許しを乞う。

ても、労働者の団結した闘いによって敗北を喫することになったのである。

だが、このようなたたかいが見られるにしても、トータルな流れで見ると80年代に比べて90年代には、運動の波がさらに大きく後退していることがはっきりと見てとれ、それが90年代イギリスにおける多様な不安定雇用の増大を押しとどめることができなかったことを示している。しかし、96年から98年の統計が見られるようになれば、イギリスでも90年代後半になって流れに一定の変化が生じつつあることが分かるであろう。事実、日銀『国際比較統計』1997年版によれば、1996年の損失労働日数は95年の41万5千日から96年の130万3千日へと一挙に3倍以上に跳ね上がっている。争議参加人員数などが示されておらずデータ不足ではあるが、ある種の局面転換が始まったことが感じられる。

[なお、ついでながら付け加えておくと、日銀国際局編『外国経済統計年報』が97年度版から廃刊となり、各国別の争議統計を残念ながら見るができなくなった。これも橋本行財政改革によるリストラの一環であることは間違いない。]

3. 90年代後半におけるヨーロッパ労働運動の新しい展開とその特徴

ヨーロッパ労働運動の新しい展開が90年代の何時からと確定するのは非常に難しい。人によっていろいろな見方があり得るであろう。私は、95年秋のフランスにおける公共部門を中心とする統一ゼネスト（9月の400万人の24時間スト、11月から12月にかけての500万人規模の6波に及ぶ統一ゼネストや抗議デモ）を一応の画期の指標とし、96年以降、主要諸国で新しい闘いが大規模かつ広域的にくり広げられるようになったことから、「90年代後半」を新局面だと考えている。フランスの95年闘争が「90年代後半」に属さないことは言うまでもないし、フランスでの闘いだけを指標として「ヨーロッパの労働運動」の画期を云々するわけにはいかないであろ

う。ではどう理解すればよいのか。

「いろいろな見方があり得る」というのは、95年以前にも95年のフランスの状況と同様の種々の闘いがすでに他の諸国で先駆的に起っていたからであり、また、それらが「運動の新しい展開」という特徴をもっていたのであるから、それらを「新しい局面」から除外するのは誤まりではないかという見方も成り立ち得るのである。そのような見方を否定するのは難しい。

たとえば、92年にドイツでÖTV（公務員・運輸・交通労組）が、賃上げを含む新労働協約をめぐる交渉決裂で18年ぶりのストに突入したケースがある。賃上げ要求は旧西独部の公務員230万人について92年に9.5%の引上げを迫ったものであった。ストは11日間に及び、最高時40万人が参加した。郵便、鉄道、病院、空港の機能がストにより大きな影響を受けた。賃上げ要求は一定の引上げ率で妥結した（『海外労働白書』1993年版による。なお、第1～3表を参照のこと——92年のドイツの労働争議件数がズバぬけて多いのが注目される）。

さらに、94年には、ドイツ郵便労組（DPG）が、通信、郵便、郵便貯金（これら全体の従業員数70万人）の民営化にともなう共同福利厚生施設の廃止をめぐる交渉が決裂したため、6月、警告ストを実行した。全国28の郵便局、39の電話局がストに突入、1万800人がこれに参加した（同上、1995年版による）。

また、フランスでは、1993年9月、エール・フランスが4万4000人の従業員のうち4000人（うち、1000人が乗務員）を削減し、30の不採算路線を廃止するなどの合理化案を発表したが、これに反対して地上職員を中心に、10月、2週間以上に及ぶ長期ストが行われた。ストにより機体整備、貨物などの地上部門がストップ、他の航空会社も運休が続出し、警察が出勤する事態となった。政府は、スト激化が他の国営企業に波及することを惧れて、運輸大臣の合理化計画撤回発言という形で、ストの収拾を図った（同

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

上、1944年版による)。

イタリアでは、1994年11月12日、“イタリア史上最大のデモンストレーション”が行われた。これより先の9月27日、イタリア政府が95年度緊縮予算関連法案として年金制度改悪(老齢年金支給開始年齢の引上げ、その実施時期の繰り上げ、退職年金加入期間の35年から40年への延長、年金金額算定方法の改定)を発表したのに反対して、3大労組連合(CGIL、CISL、UIL)がゼネストを指令した。スト参加者数は、組合側では約400万人、当局は約150万人と大きく食い違い、報道は約300万人と伝えていた。11月の政府緊縮予算法案に反対する抗議集会とデモ行進への参加規模は主催者側によれば150万人(当局130万人)という大きなもので、戦後はじめてのことであった(同上)。

このような諸事実で見ると、ヨーロッパ労働運動の新しい胎動は95年以前から始まっていたといえる。「18年ぶりの長期大ストライキ」(92年ドイツÖTV)、国営企業の民営化にともなうリストラに反対する長期スト(エール・フランス、93年)、3大労組連合による共同ゼネストと「史上最大のデモ」(イタリア、93

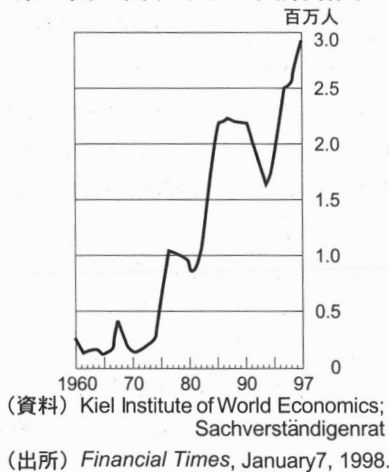
年)というように、これらはすべて新しい闘いの始まりを告げるものであった。したがって、90年代のヨーロッパ労働運動を「前半」と「後半」とに区切り、「後半」を「新しい展開局面」と規定することに特別の意味があるのであろうか。私見では、そのような区分が90年代前半の闘いと後半のそれとの連続性の否定のようになってはならないと考える。前半の闘いと連続性なしに、後半の闘いがあるわけではない。エール・フランスの民営化によるリストラは依然として実現されていないし、ドイツのÖTVの98年3月3～4日のスト、ドイツ郵便労組の97年9月下旬の郵便民営化促進反対の30万人行動(作業停止を含む抗議行動)、10月10日の4万人デモといった新しい闘いもそのような連続性をもっている。97年6月11日には、ドイツ労働総同盟傘下のÖTVと警官労組が共催で制服警官、消防士、刑務所職員の1万人以上の抗議デモ(政府の緊縮計画による退職年限の繰り上げ、夜間・土日出勤手当削減、クリスマス一時金に含まれる危険勤務手当の削減への抗議)が行われている。前日にも5千人デモが行われた。これらは、いくつかの事例にすぎないが、前半の闘いが後

第8表 EU主要4カ国の鉱工業生産と失業の動向

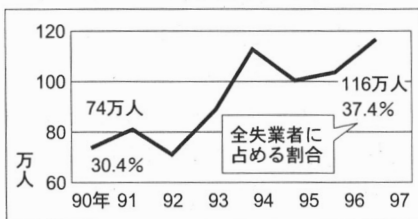
	鉱工業生産指数				受注指数 ドイツ 製造業	雇 用							
	英国	ドイツ	フランス	イタリア		英 国		ドイ ツ		フランス		イタリア	
	(1990 =100)	(1991 =100)	(1990 =100)	(1990 =100)		失業 者数	未充足 求人数	失業 者数	失業 率	求職者数	失業 率	失業 者数	失業 率
	(=100)	(=100)	(=100)	(=100)	(=100)	(千人)	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(千人)	(%)
1995年	106.7	98.8	99.6	107.9	96.6	2,308.2	182.8	3,628	9.4	3,005.5	11.6	2,724	12.1
1996年	107.9	98.5	99.9	104.8	96.9	2,104.0	225.8	3,984	10.4	3,081.7	12.3	2,763	12.2
1997年	—	—	—	—	—	1,582.8	283.3	4,404	11.4	3,027.8	12.5	2,805	12.4
1997年2月	108.5	99.9	101.4	105.9	98.9	1,748.1	271.6	4,271	11.2	3,092.3	12.5	2,809	12.4
3月	108.3	100.8	101.0	106.5	100.0	1,710.8	275.3	4,267	11.2	3,087.5	12.5	(1-3)	
4月	109.2	100.5	103.5	107.2	102.8	1,654.4	274.6	4,300	11.2	3,081.1	12.5		
5月	108.6	99.6	102.6	107.5	102.0	1,637.3	274.3	4,363	11.4	3,113.5	12.5	2,875	12.5
6月	110.3	102.1	102.9	107.6	103.7	1,599.8	282.9	4,386	11.4	3,130.9	12.6	(4-6)	
7月	111.4	106.0	104.9	107.5	104.7	1,545.2	285.1	4,414	11.5	3,113.0	12.5		
8月	110.5	101.1	104.9	108.6	106.1	1,495.4	292.1	4,466	11.6	3,132.6	12.5	2,688	11.7
9月	110.4	100.6	103.9	107.8	105.7	1,473.8	300.2	4,498	11.7	3,127.9	12.5	(7-9)	
10月	110.2	103.2	107.5	108.9	105.0	1,463.2	311.5	4,512	11.8	3,125.6	12.5		
11月	109.5	102.9	105.5	109.6	104.4	1,439.9	289.3	4,518	11.8	3,114.6	12.4	2,846	12.4
12月	—	103.5	—	—	103.5	1,411.2	279.3	4,532	11.8	3,027.8	12.2	(10-12)	
1998年1月	—	—	—	—	—	—	—	4,823	12.6	—	—		
前月比(%)	▲0.6	0.6	▲1.9	0.6	▲0.9	▲2.0	▲3.5	▲1.5	—	▲2.8	—	—	—
前年比(%)	0.8	0.8	5.4	4.9	10.0	▲25.1	4.9	3.7	—	▲1.7	—	2.0	—

(出所)『日本経済新聞』1998年2月9日の「景気指標」による。

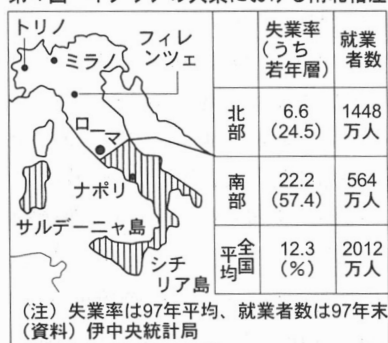
第2図 西ドイツの失業増大



第3図 フランス長期失業者数
(失業期間1年以上)



第4図 イタリアの失業における南北格差



(出所) 「日本経済新聞」98年3月14日

半の新しい闘いの展開に連続していることは明らかである。

だが、90年代後半のヨーロッパ労働運動は前半の闘いの単なる延長ではない、新しい特徴、広がりを持つに至った。その点に注意を払うこ

とも、また、重要な意味を持つであろう。この問題と、冒頭のヨーロッパ労働運動が持つ基本的弱点の問題とは一応切り離して見る必要があるであろう。紙数の制限をすでに超えているので、90年代後半のヨーロッパ労働運動の展開の新しい特徴について箇条書き的に記すことにしよう。

第1。95年5月の大統領選挙と総選挙によってシラク＝ジュベ保守政権が成立し、同年秋に96年度公務員給与凍結、国鉄リストラ、公共料金引上げなどの財政緊縮政策が打ち出されたのにたいして、公共輸送部門（地下鉄、国鉄、バス、航空）、公共サービス部門（郵便、電話、ガス、電気、学校、病院）の労働者400万人（500万人とも言われる）の24時間統一ゼネストが3大労連 CGT、CFDT、FO）によって10年ぶりに実施されたが、この闘いは、さらに11月14日の24時間ゼネストなど12月中旬まで6波に及ぶゼネスト、抗議デモとしてくりひろげられていくことになった。それは、国営銀行、税関などにも及び、一部民間部門も合流した。95年を90年代後半とは言えないが、フランスのこの闘争は、96年6月の民営化反対のスト、デモ（4月には、フランス・テレコム24時間スト）、さらに9月の公共各部門の闘い、10月の24時間ゼネスト、11月の長距離トラック運転手のストライキをふくめ、通信社、ラジオ、TV、新聞その他のストに連続していくからであり、また、この過程のなかで、共産党閣僚も参加するジョスパン社会党政権の誕生（97年5月）、97年10月の公共交通機関スト、11月のトラック労働者のスト、35時間労働週の法制化実現をめざす賃下げなしの労働時間短縮闘争、同年末から98年にかけての失業者の手当増額を含む闘いの全国的拡大（これはドイツにも波及していく）というように、95年の闘いが96年以降の展開と連続的につながっていることから、95年を含めて90年代後半ととらえている。

このフランスの長期で大規模な運動の新しい

ヨーロッパ労働運動の新しい展開

展開が、90年代前半の各国での闘いと質的にどのように区別されるかということについてはもはや改めてのべるまでもないであろう。

ドイツでの闘いは、フランスとはやや違ったかたちで、96年にIGメタルを中心とするストライキ闘争としてはじまっているが、97年、98年になるとÖTVなどの公務、公共部門の闘い、失業者の闘争というようにフランスと同様の展開になっていく。

ギリシャでの闘いも同様である。

いささか舌足らずではあるが、第1の根拠として以上のようなことが指摘されるであろう。

第2。主要国を含め、多くの諸国で安定した正規の雇用が増大せず、失業と不安定雇用が90年代後半にさらに深刻化している（第8表、第2図）。イギリスをはじめ、失業率が低下している国では、正規の安定的雇用が増大しているわけではない。長期失業者の数とそれが全体に占める割合は依然として高まっている（第3図）。また、青年の失業率が全体の失業率よりもはるかに高い。イタリアのばあいは、それが南北格差によって極限まで増幅されている（第4図）。イタリアでは、97年に南部での青年の失業率が57.4%と過去最高水準に達した。これは政府がEMU参加のため緊縮財政を進め、南部への投資を削減したことによって拍車が駆けられたとされている。イタリア3大労組は98年3月、緊急政労協議を開き、南部の失業改善のための投資増大を要求したが、合意に達せず、ゼネストをも辞さないという態度表明を行っている（「日経」紙、98年3月14日、17日）。3月末には、ナポリでゼネストが実施され、3大労組指導者も参加して南部4都市市長を先頭に失業反対デモが行われ、10万人が参加している（「日経」紙、98年3月21日）。

このイタリアの事例が示すように、90年代後半の労働運動の新しい展開と各国での失業のいっそうの悪化とが同時に進んでおり、労働組合は失業問題に真正面からの対応にますます迫

られるようになっている。

雇用拡大のために週労働時間の短縮という運動が強まってきたのには、そのような背景があるといえる。賃下げなしの35時間労働週の法制化実現という運動それ自体は積極的意義をもち、90年代後半の労働運動の新しい展開だと評価しなければならない。だが、それがストレートに雇用の拡大と失業解消に結びつくと考えれば事はそれほど容易ではない。

ここで、さきのヨーロッパの経済学者たちの「ユーロ」反対声明とのかかわりが、大きく浮び上ってくる。「ユーロ」導入につながる財政緊縮政策、民営化政策などとの闘いが90年代後半にますます激化せざるを得なくなっている。公務員、公共企業体労働者のストライキ闘争が大規模化し、広がり、ますます全体の運動の中心的役割を演じるようになってきている。

第3。これまで「ストがない国」として有名であったオーストリアで、97年に、税関職員、大蔵省職員を中心に公務員の闘争が2カ月にわたって続き、7年ぶりにストに突入している。原因はマーストリヒト条約（通貨統合）につながる緊縮予算により、人員の7%削減、賃金凍結継続と特別手当のカット、公務員年金給付削減という政府の政策にあった。

ギリシャでは、96年11月、公共、民間両部門の労働者約300万人を擁する最大のナショナルセンター、ギリシャ労働総同盟（GSEE）、民間サービス労働組合（ADEDY）が政府の緊縮予算に反対して24時間ストに入り、農産物支持価格引上げを要求する農民もストを支持してトラクターによる道路封鎖などの闘争を行っている。海上交通、鉄道、バス、トロリー、国営オリンピック航空、民間航空、学校、病院、公共サービスなどが全面的にストップした。97年2月にも、同様の48時間ストと農民の道路封鎖闘争が行われている。98年2月には、国営オリンピック航空、バス、郵便、鉄道の4部門がストライキ闘争に入った。それはギリシャの通貨ドラク

マを「ユーロ」に統合させるため、政府が同航空会社の民営化の早期実施、医療、福祉支出の削減を強行しようとしたことによる。

同様の闘いは、アイルランドの国営航空会社エール・リングス (Aer Lingus) で3年間もの賃金凍結に憤激して組合がストに突入し、ダブリン国際空港もストップした (98年3月)。

このように、「ユーロ」絡みのストライキ闘争が多く、多くの諸国に広がったこと、ストライキの中心となっているのは公務員、公共企業体労働者であり、農民なども参加しているのが新しい特徴だといえる。

第4. 失業が長期構造化するようになり、改善の展望が見出せなくなっている状況のもとで、失業者自身が独自の組織をつくり、失業反対の闘争をくり広げるようになったことである。組織労働者も連帯し、闘いを支持し、支援している。

失業者の闘いは、フランスにはじまって、同様に失業問題が深刻なドイツに波及し、しだいにヨーロッパ的規模の闘いになりつつある。

35時間労働週の法制化実現を目指す運動については、すでに多く論じられており、ここでは省く。

む す び

90年代後半には、ヨーロッパだけでなく、「労働市場のフレキシブル化」が進み、労働組合にたいする法制的締めつけが厳しいアメリカやオーストラリアのような国でも、UPSスト、パトリック・スティーブドア社港湾荷役労働者のストライキ闘争に見られるように困難な条件のもとでも断固とした闘いと国内的・国際的支援によって闘争に勝利するといった事例が現われている。さらに、メキシコ、アルゼンチン、ブラジルなどの諸国でも新しい状況が訪れるに至った。IMF管理下に入った韓国金大中政権下で労働者の新しい闘いが展開されようとしている。これらは、20世紀末資本主義の矛盾が際立って深刻化し、世界の労働者の闘いをますます不

可避なものにしていることの現われと言えるであろう。

ヨーロッパでの労働運動の新しい展開というのは、そういった一般的情勢の流れに加えて、EU 通貨統合の推進に絡む国家の緊縮財政政策や国営企業の民営化政策の強行実施によって一層増幅されているという面があるだろう。

注目されるのは、96年、97年のフランスの長距離トラック労働者の道路封鎖の闘いや、97年末から98年に公的事務所や取引所建物への侵入、占拠という形態をとった失業者の行動にたいして世論の支持が多いことに見られたように、闘いが労働者だけのものではなくなくなってきたことである。これは、緊縮政策をあくまで推進しようとする政府が政治的支持を受けられなくなっていることの現われと言える。

だが、だからといって、ヨーロッパの労働運動がこのまま直線的に発展の道を進んでいくとは言えない。公的部門でも、今後さらに「雇用のフレキシブル化」が進み、不安定雇用やアウトソーシングへの切り替えが進めば、闘争の主体的な力が弱められることにもなりかねない。政・労・資三者協議というネオ・コーポラティズムの枠組みでの闘いは限界に近づいていると言えないだろうか。

問題は、伝統的労働組合運動の枠組みを超えたところにある。ヨーロッパの経済学者グループが主張するように、「ユーロ」に収斂していくようなEU 統合資本主義と多国籍企業支配の体制に代替される新しい、国民本位の、民主的に規制された資本主義の政治・経済体制への転換を切り開くような政治勢力と政治戦略の確立がどうしても必要である。これが欠如していることがヨーロッパ労働運動の最大の弱点であり、そこに展望の不明確さ、あるいは不確実さがある。

(大阪市立大学名誉教授・大阪経済法科大学経済研究所客員教授)